

公認会計士・監査審査会の実施する 検査に関する基本指針

令和4年4月
公認会計士・監査審査会

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が行う監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務（以下「監査証明業務」という。）の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査証明業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

2. 検査対象先

審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

- (1) 協会（法第46条の12第1項）
- (2) 監査事務所（法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関する場所（法第49条の3第2項）

なお、上記に対する検査権限は、法第49条の4第1項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第2項の規定により審査会に委任されている。ただし、法第49条の4第2項第1号^(注1)及び第2号^(注2)に掲げる権限に限られる。

（注1）同項第1号の権限 協会が行う監査事務所における監査証明業務の運営の状況の調査結果の報告に関して行われるもの

（注2）同項第2号の権限 監査事務所が、前述（注1）の調査を受けていないこと又は同調査に協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況について行われるもの

3. 検査事項、検査方法及び基本原則

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

- ① 協会
協会の事務の適正な運営に関する事項
- ② 監査事務所
監査事務所における監査証明業務に関する事項

- ③ 監査事務所が行う監査証明業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 協会の事務及び監査事務所における監査証明業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかどうかについて確認・検証する。
 - イ. 法令（法、公認会計士法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（公認会計士法施行規則及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令）
 - ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）
 - ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準、監査に関する品質管理基準及び監査における不正リスク対応基準等、協会の実務指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）
 - ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ&A、並びに一般に認められる会計実務慣行）
- ③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等を踏まえた監査事務所における品質管理の状況、及び重要な監査手続の実施状況等に留意するものとする。

(3) 基本原則

- ① 視点を踏まえた実施

審査会が実施する検査は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、公益又は投資者保護のため、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくものである。

検査官は、当該視点を踏まえて検査を実施し、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努め、監査事務所の監査の品質管理態勢を検証しなければならない。

- ② 目的の認識

審査会が実施する検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、協会による監査証明業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上

を公益的立場から促していくものである。監査事務所は品質管理のシステムを適切に整備・運用しなければならず、審査会は、これを検証する立場にある。こうした観点から、検査では、審査会と監査事務所における「双方向の議論」を重視する。

また、検査の実施に当たっては、監査事務所における監査証明業務の適正な運営の確保を図っていくこととしている。このため、検査では、監査事務所が抱える様々なリスクを的確に把握する必要がある。

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

③ 効率的な遂行

審査会の限られた資源を有効に活用する観点から、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、監査事務所自身の監視・監督機能の活用を行うなどして、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

また、検査は、監査事務所の監査証明業務の運営の実態に応じて、検査範囲等に、メリハリをつけつつ、効果的に実施されなければならない。

さらに、検査の実施に当たっては、検査で把握した問題点が監査事務所の監査の品質管理態勢にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。

④ 根本原因の究明

検査の対象先に有効な改善を促すために、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であり、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明を行う必要がある。

⑤ 信用保持

検査においては、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4. 自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る国内外の動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5. 関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、監査事務所の適時・適切な監査の品質管理の改善につながるように、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

II 検査実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

なお、これと異なる手続等を行う際には、主任検査官は審査会事務局審査検査課長（以下「審査検査課長」という。）に指示を仰ぐとともに、検査対象先へ説明するものとする。

1. 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施するものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第46条の12第3項及び第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に対する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行うものとする。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知するものとする。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、原則として以下のとおりとする。

- (1) 予告して立入検査に着手する場合 検査実施の通知日の前営業日
- (2) 予告なく立入検査に着手する場合 立入検査着手日の前営業日

3. 立入検査の留意事項

(1) 重要事項の説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行うものとする。ただし、検査対象先が、監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所の場合には、④の事項を除く。

なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 検査命令書等の提示

主任検査官は、重要事項の説明時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(3) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(4) 被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、被検査事務所等の代表者及び理事等に対してヒアリングを行うものとする。

(5) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(6) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(7) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査検査課長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

主任検査官は、審査検査課長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

4. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確實に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

5. 検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、審査会事務局総務試験課長（以下「総務試験課長」という。）又は総務試験課長が指名する者とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、原則、立入検査着手日以後、検査結果を通知するまでの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望によるものとする。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、総務試験課長とする。

ハ. 受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための

実態把握として役立たせるものとし、総務試験課長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとるものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行うものとする。

- ① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点での意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認するものとする。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努めるものとする。
- ② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等の責任者に伝達し、今後の手続について説明を行うものとする。

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う検査の場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

(2) 主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行うものとする。

(3) 検査事項確認手続の際の出席者

- ① 当局
原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。
- ② 被検査事務所等
被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めることができる。

8. 意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

- イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（被検査事務所等の責任者）の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。
- ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。
- ハ. 意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から3日間（検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

- ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

- ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

- イ. 総務試験課長又は総務試験課長が指名する者は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、これを審査会に付議するものとする。

- ロ. 審査会において承認（修正を含む。）された審理結果については、その内容を検査結果に反映させることとし、当該審理結果は総務試験課長又は総務試験課長が指名する者が被検査事務所等の責任者に対して伝達するものとする。

9. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、検査結果を記載した文書を交付することにより行うものとする。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

III 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

- a. 日本公認会計士協会品質管理委員会運営細則に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合
- b. 被監査会社の監査役等に対して、次の内容を書面で伝達する場合
 - ・監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - ・被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第41条の2の規定に基づき、監査事務所の法第2条第1項の業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2) 上記(1)のほか、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言等として、また検査事務の処理状況について検査対象先及び被監査会社が特定されない形で取りまとめて、公表するものとする。

IV 情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

V 施行日

本基本指針は、平成19年6月29日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成20年6月2日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成22年6月25日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成23年3月30日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成24年4月9日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 27 年 4 月 17 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。